

ニュージーランド地方自治体の負債管理政策

－財政規律の視点から－

高橋範行（関西学院大学大学院経営戦略研究科博士課程後期課程）

1. はじめに

わが国では1990年代初めにバブル景気が崩壊し、以降現在にわたって経済成長が長らく停滞する状況が常態化している。その中で政府や地方自治体は、景気を下支えしようと度重なる財政出動を行ってきた。その結果、政府や地方自治体が抱える債務は確実に増大している。一方で、欧米諸国を中心としてニュー・パブリック・マネジメント（NPM）の一環で公的部門会計の現金主義会計から発生主義会計への移行が進められたが、そのことと同時に財政指標としてのデータ源としても活用が図られてきた。なかでもニュージーランドの公的部門には1990年代前半に世界で最も早く発生主義会計が導入され、20年以上にわたって改革が押し進められ一定の成果を上げてきた。財務諸表を基にした財務管理についても豊富な実績がある。わが国においても公的部門の資産・債務改革の必要性が指摘され公会計改革の議論が進む中で、ニュージーランドの事例を分析することは大きな意義がある。

本稿では、ニュージーランドにおける財政規律政策の中でも地方自治体の負債管理に焦点を当てる。第2章でニュージーランドにおける地方行政の仕組みについて簡単に確認した後、第3章ではニュージーランド地方自治体における負債管理政策と財政規律との関係について取り上げる。第4章ではその負債管理政策に少なからず影響を及ぼしていると思われるニュージーランド地方自治体財政機構（L G F A）について触れ、最後に発生主義会計導入に起因する問題などに言及しながら今後の研究課題についてまとめている。

2. ニュージーランドにおける地方行政の概要と変遷

まず、ニュージーランドの地方行政について概要を確認する。ニュージーランドの地方自治体には「基礎自治体（territorial authority）」と「広域自治体（regional council）」、それに「統合自治体（unitary council）」がある。基礎自治体はわが国の市町村に相当する自治体で、2013年3月現在で61の地域自治体が存在する。基礎自治体には呼称として「シティ」と「ディストリクト」とがある。シティの要件は人口50,000人以上であることだが、シティとディストリクトとの間で権限の差はない¹。広域自治体は11あるが、基礎自治体の上位団体ではなく並列的關係にあり、

基礎自治体とは異なる機能を補完的に果たしている²。わが国の都道府県と類似するが、基礎自治体が複数の広域自治体にまたがって存在する例があるなど、わが国と異なる点も多い。また、統合自治体は基礎自治体と広域自治体の両方の機能を兼ね備えており、6自治体存在する。

ニュージーランドにおける国と地方の業務配分はわが国とはかなり異なる。わが国に比べて中央政府の業務範囲は広く、わが国では地方自治体が行うような教育・社会福祉・警察・消防の業務を中央政府が行っている。一方で基礎自治体では道路・公園・スポーツ施設・図書館等の整備・管理、水道やゴミ処理の運営など、ハードに関連した業務が多い。広域自治体の業務は環境保全等に限定されている。財政規模や人員の点から見ても、公的部門全体に占める地方自治体の歳入及び歳出の割合は約7%、職員数の割合は8%未満といずれも小さく³、わが国に比べてニュージーランドの地方自治体の規模と業務範囲は限られていることが分かる。このことについて和田は「総人口が約400万と少ないため、国が直接業務を担当しても比較的国民に近い行政が展開できる⁴」と分析している。

また地方自治体の歳入内訳を確認すると、年間歳入の57%を資産税(Rate)が占めており、以下財・サービス提供対価(19%)、

中央政府からの補助金（11%）と続いている5。このように地方自治体の自主財源が約9割を占めており、財源を国には依存していない。ニュージーランドの地方制度には、「地方自治体はその財源の大部分を自ら調達する責任を負う」という基本原則がある。1985年度には中央政府交付金が地方自治体歳入の20%を占めたが、2001年度には10%まで縮小しており、中央政府から地方自治体への交付金の割合は長期的に見ても減少傾向にある6。

このような地方行政の仕組みについて、国・広域自治体・基礎自治体の各政府において、自らの担当業務を国などからの統制を受けずに自ら実施できる態勢が整えられているため、それぞれの政府レベルで主権者である国民の意見を反映した行政を実施することができるのであると和田は結論づけている7。

以上のようにわが国とニュージーランドにおける地方行政制度にはさまざまな違いがある。ニュージーランドにおける地方自治体の諸制度について研究・考察する場合にはここで述べたような相違点を常に考慮する必要がある。

次にニュージーランドにおける公的部門改革の経緯について、主に地方の財務分野を中心に概観する。

OECD諸国の中でも高成長の国の1つであり、水準の高い社会保障制度を作り上げたニュージーランド経済が悪化に転換する

契機となったのは1973年のイギリスのEC（ヨーロッパ共同体）加盟と、同時期に起こった第1次石油ショックであった。その後1984年に至るまでニュージーランド経済は悪化の一途をたどったが、同年の総選挙でそれまでの国民党政権に代わってロンギ労働党政権が誕生し、一連の改革が始まった⁸。始めに政権が改革に取り組んだのは規制緩和や税制改革など民間経済部門の活性化であり、公的部門改革に乗り出したのは1987年に再選された2期目からである。民間部門のことは民間に委譲し小さくなった公的部門に、市場原理をはじめとする民間部門のマネジメントの原理を導入することによって、効率的で効果的な行政運営を目指す改革であった⁹。その一環として、地方自治体の事務、組織構造、財源、運営責任その他の地方制度全般に渡る抜本的な見直しを行った。すべての改革案は約1年という短い期間で策定及び法制化され、そのほとんどは1989年11月に施行された。

この改革の財務面におけるポイントは、発生主義の会計原則を導入したことである。地方においても1989年地方自治改正法で、公共部門の財務状況を的確に把握するために、発生主義会計の採用、貸借対照表の作成、資産の減価償却の導入など、GAAP（Generally Accepted Accounting Principles：一般に公正妥当と認められた会計原則）¹⁰に則った会計を行うことを地方自治

体に義務付けたのである 1 1。

また、1996 年には地方自治体の財政運営に関する地方自治法が改正され、「長期財政戦略」、「資金調達方針」、「投資方針」、「借入管理方針」の作成・公開が各地方自治体に義務付けられ、財政におけるアカウントビリティ及び透明性の強化が図られた 1 2。ここに至って現在につながる財務管理の考え方が現れ、2002 年に新たな地方自治法が制定され現在に至るのである。

3. 財政規律と負債管理政策

前述したようにニュージーランドの地方自治体は自らの責任において財源を調達し施策を実施することが原則となっているが、このような条件下における地方自治体の財政規律と負債管理の仕組みを見ていく。

大森は「一般に、国や地方政府の財政状況の悪化は、毎年の財政赤字と発行した公債等の蓄積に伴う債務残高という形で顕在化する」と指摘し、財政規律を向上させるために各国ではフローとストックに関わる財政指標を設定し、財政の持続可能性を図ろうとしてきたと述べている 1 3。第 1 章及び前章で述べたように、ニュージーランドでは中央政府だけではなく地方自治体にも G A A P に基づく発生主義会計が導入されている。したがって、財政

指標についても発生主義に基づいたデータとなる。

公的部門に発生主義会計を用いることの利点は多く指摘されている。社会経済生産性本部は「資産と負債の適切な管理、アウトプット予算 1 4 による予算目的の明確化、資金集中による資金運用収益の上昇、発生主義による財務諸表による予算統制の有効性など」がニュージーランドにおいて評価されたとしている 1 5 ほか、石原は「現金残高とそのフローしか管理できない現金主義会計ではなく、資産や負債などのストック情報を把握し、現金フローの情報だけではなく、コストに関するフロー情報を正確に提供できる会計方式を採用すべき 1 6」とし、発生主義会計の有用性を取り上げている。また鈴木は「従来、年度ごとのフローの問題ばかりに焦点を当て過ぎた嫌いがある 1 7」と指摘し、フローとストックの両面を把握し評価することの重要性を強調している。ここに、財政規律の中でも負債管理の仕組みを考察することの意義が見いだせる。

ニュージーランド地方自治体における財務管理の仕組みを見てみると、2002 年地方自治法 (Local Government Act 2002) に第 6 章第 3 部として「財務管理 (Financial Management)」の項目が設けられている。この項目の冒頭には「均衡予算原則 (Balanced Budget Requirement) 1 8」が謳われているが、長期的視点でサ

サービス水準を達成・維持するために必要な場合等に業務収益と業務費用に差異が出ることも容認されている。この均衡予算原則の例外について水田は『長期計画で約束したサービス水準』や『世代間負担の公平性』を守ることが、一定の条件の下では均衡予算の編成に優先するとされている19」と説明している。

このような理念を踏まえて地方自治体は「財務戦略 (Financial strategy) 20」や「財源・財務政策 (Funding and financial policies) 21」を「長期計画 (Long-term plan) 22」の中で定めなければならない。財務戦略では、財務的に重大なインパクトを与える可能性のある要因、定量的な制限値 (税率、税率の引き上げ幅、借入)、上記制限値のもとでのサービス提供能力、借入の信用力を保証するための方針、財務的投資の目的と収益目標などを定めることが求められている23。また、財源・財務方針ではいくつかの分野別の政策を定めなければならない、その中に「負債管理政策 (Liability management policy) 24」が含まれる。内容としては定量的な「財政目標」として債務負担の許容水準などが定められている25。

表1はニュージーランドのベイ・オブ・プレンティ地方に所在する6つの基礎自治体における負債管理政策の実例である。

表 1 ベイ・オブ・プレンティ地方 6 自治体の負債管理政策

	人口	面積 (km ²)	2012 年 6 月 末負債残高 (千 NZドル)	純債務 ／総収益	純利息負担 ／総収益	純利息負担 ／資産税収益	流動比率
ウェスタン・ベイ・ オブ・プレンティ・ ディストリクト	45,700	2,120	155,508	<220%	<20%	<25%	>110%
タウランガ・シティ	116,400	168	416,655	<250%	<20%	—	>110%
オポティキ・ディス トリクト	8,710	3,098	5,436	<120%	<10%	<15%	—
ファカタネ・ディス トリクト	34,400	4,441	47,445	<150%	<15%	—	>110%
ロトルア・ディス トリクト	68,700	2,614	150,975	<180%	<15%	<20%	—
カウエラウ・ディス トリクト 26	6,900	22	18	—	—	—	—

出典：各自治体の長期計画（負債残高の数値はニュージーランド
地方自治体財政機構の資料）を基に筆者作成

自治体がそれぞれ目標を定めており使われる指標も多少異なる

が、この表から分かることはオポティキ・ディストリクトにおける指標が最も厳しく、この地域の最大自治体であるタウランガ・シティにおける指標が最も緩いということである。このことは逆に、カウエラウ・ディストリクトを除いた5自治体の中で財政状況が最も良いといえるのはオポティキ・ディストリクト、最も悪いといえるのはタウランガ・シティであると推測することができる。

わが国においても、地方自治体の財政健全化に関する議論ではストック指標を充実する必要性が指摘され、現在の「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（以下、「地方自治体財政健全化法」という。）によるフレームでは「将来負担比率」の指標が取り入れられている。将来負担比率とは、地方自治体本体等に加え幅広く公営企業や第三セクターなどまで含めた「債務の重さ」を表す判断基準であり、地方自治体における連結ベースでの債務のストック指標といえる。しかし、将来負担比率の指標にはいくつかの課題が指摘されている。第一に、将来負担比率に反映されているストック情報が不十分かつ不確実であることである。将来負担比率の算出根拠は地方財政状況調査資料（決算統計）を主に基としており、一方で整備が進められている新地方公会計による財務書類4表をベースにしているわけではなく、ましてや発生主義ベ

ースの貸借対照表を基にしているわけでもない。決算統計におけるストックに関するデータは発生主義ベースの貸借対照表から得られるデータと比較して不十分である。第二に、指標の正確性を担保するものが不十分であることである。将来負担比率も含めた地方自治体財政健全化法に基づく財務4指標の値はそれぞれの数値を良く見せるための対策を行うことが可能であると青田は指摘している²⁷。したがって将来負担比率の指標を用いての負債管理には限界があるといえる。

4. ニュージーランド地方自治体財政機構（LGF A）

表2は、ノースランド地方に所在するカイパラ・ディストリクトの負債管理政策における負債割合及び上限を示している表である。

表 2 カイパラ・ディストリクトの負債管理政策

	純債務／ 総収益	純利息負 担／総収 益	純利息負 担／資産 税収益	流動比率
カイパラ・ディスト リクトにおける好ま しい限度	<170%	<15%	<20%	>110%
カイパラ・ディスト リクトにおける最大 の限度	<250%	<20%	<30%	
ニュージーランド地 方自治体財政機構に おける最大の限度	<250%	<20%	<30%	>110%

出典:Kaipara District Council, Long Term Plan 2012/2022, 2012,
p. 165

表2にあるように、自分の自治体の指標と併せて「ニュージーランド地方自治体財政機構における最大の限度」という指標を掲載している。このことは、ニュージーランド地方自治体財政機構の設定する財政指標が地方自治体の負債管理政策に影響を及ぼしていることを示唆するものではないだろうか。

ニュージーランド地方自治体財政機構（New Zealand Local Government Funding Agency Ltd. : L G F A）は、2011年地方自治体借入法（Local Government Borrowing Act 2011）により2011年12月1日に設立された。L G F Aには2013年3月現在で30の地方自治体と国が出資している²⁸。出資割合は2012年6月末現在で地方自治体が88.8%（4,000万NZドル）、中央政府が11.2%（500万NZドル）となっている²⁹。L G F Aの主な目的は、複数の地方自治体の資金需要を一本化して、外国を含む多様な調達先からより低コストで資金を調達し地方自治体に再融資することであり³⁰、その仕組みはわが国の地方公共団体金融機構に類似している³¹。設立の直接のきっかけは、地方自治体の長期計画を合算した結果、2011年度以降の5年間だけを見ても借入の大幅な増加が見込まれたことによる³²。

L G F Aでは地方自治体に資金を貸し付ける際の貸付方針を策定している。方針に定められた貸付審査の基準となる指標は表3のとおりである。

表 3 L G F Aにおける貸付誓約 (Financial covenant)

純債務／ 総収益	純利息負担 ／ 総収益	純利息負担 ／ 資産税収益	流動比率
< 175%	< 20%	< 25%	> 110%
< 250%	< 20%	< 30%	> 110%

出典：L G F Aホームページ 3 3

基準指標は2段階となっており、具体的な適用方法等については今後の研究課題であるが、下段の数値が表2における下段の数値と一致する。ここまで何度か触れたように、自らの責任において財源を調達し施策を実施する必要があるニュージーランドの地方自治体では、資金調達の戦略が重要であると推察できる。

この純債務／総収益や流動比率の数値は、いずれも貸借対照表から導き出される指標である。民間部門の資金調達においても、貸借対照表の分析は金融機関が融資を検討する際に当該企業の信用力を測るうえで重要な位置を占める。青田は「企業が創業以来長年に亘って営業してきた結果としての『資産と負債のバランス』や、蓄積された『資本の厚み』は重要である34」とし、「『貸借対照表』に注目し、資産の現在価値やキャッシュ・フローを活用

することは、資金調達の実選択肢を広げる可能性がある。貸借対照表の資産を常に見直すことで経営の健全性や無駄を把握し、時価評価することで換金可能資産を把握できるのである³⁵」と、公的部門において貸借対照表分析を行い、資金調達方法を多様化する重要性を指摘している。

前述のとおり、わが国においても地方公共団体金融機構という地方自治体向け融資機関が存在する。地方自治体に資金を貸し付けるにあたっては当該団体の財政状況や公営企業の経営状況を確認するとしているが、その際の判断基準は地方自治体財政健全化法に定める健全化判断比率及び資金不足比率である³⁶。しかし第3章で述べたとおり、将来負担比率をはじめとした健全化判断比率にはいくつかの問題点が存在する。

わが国地方自治体による今までの資金調達（地方債の発行）では、政府が許可や協議を通じて実質的な保証を行ってきた。このことが地方自治体において資産の残高管理を求められてこなかった1つの背景であると石原は述べている³⁷が、地方自治体の財政状況が悪化している現在、地方債の調達コストに差が生じ始めている³⁸。財政状況の厳しさが増し、わが国においても地方分権が進む中で「自己責任の資金調達」の考え方が広がってくると、ストック情報のより正確な把握と情報開示がますます必要となっ

てくる。今後ともわが国地方自治体における資金調達の実定性を確保していくためには、ニュージーランドのような事例をつぶさに分析・整理し、知見をわが国における制度設計に活かしていく取組が重要である。

5. 今後の課題

ここまで発生主義会計を基にした財政指標の有用性を中心に述べてきたが、公的部門へG A A Pに基づく発生主義会計を導入することに起因する課題も存在する。

従来の財政指標の算出にあたってはマクロ会計（国民会計）に基づく情報をベースとするものが多い。一方で発生主義会計を基とした財務諸表は、ミクロ会計の手続きや手法を用いながらその対象が一国や一地域全体の公的部門等というマクロレベルに及ぶ会計情報といえる。公的部門に発生主義会計を導入すると、財務諸表というミクロから積み上げたマクロレベルの情報と、国民会計が対象とするマクロレベルの情報との間で競合が生ずる可能性がある」と大森は主張している³⁹。ニュージーランドにおける状況としてはミクロの積み上げ情報である財務諸表をそのままマクロレベルの財政指標として活用しようとしているとし、ミクロとマクロとの連携においてミクロ会計側に依拠する形で展開したと

大森はまとめている 40。

しかし、ニュージーランドでは新たに IMF（国際通貨基金）から発行される GFS（Government Finance Statistics：政府財政統計）マニュアル 41 に依拠した会計システムをまずは地方自治体全体の財務状況を明らかにするために導入し、のちに中央政府に拡大させようとしている 42。このことについて大森は次のように分析している 43。

- ・仮に GFS が中央及び地方政府レベルで作成されるとすると、従来の財務諸表による情報との「棲み分け」問題が発生し、どちらの情報も財政指標として正しいかという判断が難しい問題をもたらすと考えられること。

- ・このことは、2 種類の発生主義情報の開示に伴う情報利用者側の混乱をもたらすと想定されること。

- ・したがって、ニュージーランドも今後マイクロとマクロの連携を図る必要性が生ずる可能性があること。

この競合問題については田中も言及しており、債務等の係数を計測する会計基準が民間の会計基準に準拠した GAAP であるため、財政についての国際的な基準である SNA（国民経済計算）や GFS による財政収支とは異なっていると指摘している 44。

このようにニュージーランドにおいても発生主義会計と財政指

標をめぐる新たな動きが出てきていることから、これからの研究課題としたい。

本稿ではニュージーランドの地方自治体における負債管理政策を通して、発生主義会計による財務諸表から導き出される財政指標の有用性についてその一端を述べた。また、資金調達の際の審査基準として用いる財政指標に触れ、資金調達と財政規律が密接に関わっている可能性を垣間見ることができた。しかし、発生主義会計を基にした財政指標設定が実際の自治体経営に与える影響や資金調達も含めたファイナンスや財務管理への波及など、考察すべき課題は多く残っている。また、これらニュージーランド地方自治体先進事例のわが国への適用可能性についても多角的に検討しなければならない。今後、現地調査も含めて研究を進め、わが国地方自治体における財政規律確保の取組に寄与したいと考えている。

(参考文献)

Kaipara District Council, Long Term Plan 2012/2022, 2012

Kawerau District Council, Long Term Plan 2012-2022, 2012.

New Zealand Local Government Funding Agency Ltd., Annual

Report *2011-2012*, 2012.

Opotiki District Council, *2012-2022 Long Term Plan*, 2012.

Rotorua District Council, Long-term Plan *2012-2022*, 2012.

Tauranga City Council, Ten Year Plan *2012-2022*, 2012.

Western Bay of Plenty District Council, Long Term Plan *2012-2022*, 2012.

Whakatane District Council, LONG TERM PLAN *2012-2022*, 2012.

青田良紀「第2章 地方自治制度の変革」『地方自治体ファイナンス』関西学院大学出版会、2010年、25-36頁。

青田良紀「第3章 地方自治体の資金調達」『地方自治体ファイナンス』関西学院大学出版会、2010年、39-51頁。

石原俊彦『CIPFA 英国勅許公共財務会計協会』関西学院大学出版会、2009年。

大塚洋「II. 予算・財政の透明性に関するIMFコード及びOECDガイドライン」『我が国の予算・財政システムの透明性—諸外国との比較の観点から—』財務省財務総合政策研究所、2002年、15-44頁。

大森明「政府全体財務諸表の財政規律への活用可能性—イギリス、オーストラリアおよびニュージーランドの取り組みから—」『会計検査研究 45号』会計検査院、2012年、13-34頁。

自治体国際化協会『オーストラリアとニュージーランドの地方自治』自治体国際化協会、2005年。

社会経済生産性本部『欧米主要先進国の公会計制度改革と決算・財務分析の現状と課題－ニュージーランド／オーストラリアの事例より』会計検査院、2002年。

鈴木信義「第8章 地方自治体ファイナンスの未来像」『地方自治体ファイナンス』関西学院大学出版会、2010年、153-165頁。

田中秀明『財政ルール・目標と予算マネジメントの改革 ケース・スタディ②：ニュージーランド』経済産業研究所、2004年。

水田健輔「ニュージーランド政府の財政規律と管理－平時の財政・有事の財政－」『ニュージーランド・ノート 第14号』東北公益文科大学公益総合研究センターニュージーランド研究所、2012年、2-29頁。

和田明子『ニュージーランドの公的部門改革 - New Public Management の検証 -』第一法規、2007年。

注

- ¹ 自治体国際化協会『オーストラリアとニュージーランドの地方自治』自治体国際化協会、2005年、114頁。
- ² 『同上書』115頁。
- ³ 『同上書』133頁。
- ⁴ 和田明子『ニュージーランドの公的部門改革 - New Public

Management の検証 - 』第一法規、2007 年、14 頁。

⁵ 自治体国際化協会『前掲書』134 頁。

⁶ 『同上書』137 頁。

⁷ 和田『前掲書』14 頁。

⁸ 改革を主導した時の財務大臣の名を取り「ロジャーノミックス」と呼ばれることもある。

⁹ 和田『前掲書』19 頁。

¹⁰ ニュージーランドのG A A Pは会計基準審査会 (Accounting Standards Review Board) という第三者機関によって認定された、政府・民間の両方に共通する会計基準である (和田『前掲書』119 頁。)

¹¹ 自治体国際化協会『前掲書』145 頁。

¹² 『同上書』146 頁。

¹³ 大森明「政府全体財務諸表の財政規律への活用可能性－イギリス、オーストラリアおよびニュージーランドの取り組みから－」『会計検査研究 45 号』会計検査院、2012 年、14 頁。

¹⁴ アウトプット予算とは、従来の給与、旅費、事業費といった項目別の予算ではなく、省庁が産み出すアウトプット毎に、そのフルコストを発生主義により推計し、それを予算として議会で議決するものである (田中秀明『財政ルール・目標と予算マネジメントの改革 ケース・スタディ②：ニュージーランド』経済産業研究所、2004 年、4 頁。)

¹⁵ 社会経済生産性本部『欧米主要先進国の公会計制度改革と決算・財務分析の現状と課題－ニュージーランド／オーストラリアの事例より』会計検査院、2002 年、4 頁。

¹⁶ 石原俊彦『CIPFA 英国勅許公共財務会計協会』関西学院大学出版会、2009 年、146 頁。

¹⁷ 鈴木信義「第 8 章 地方自治体ファイナンスの未来像」『地方自治体ファイナンス』関西学院大学出版会、2010 年、160 頁

¹⁸ 2002 年地方自治法§100。

¹⁹ 水田健輔「ニュージーランド政府の財政規律と管理－平時

の財政・有事の財政―』『ニュージーランド・ノート 第 14 号』東北公益文科大学公益総合研究センターニュージーランド研究所、2012 年、14 頁。

²⁰ 2002 年地方自治法§101A。

²¹ 同法§102。

²² 2002 年地方自治法§93 において、ニュージーランドの全ての地方自治体は最低 10 年以上の「長期計画」を策定し、3 年ごとに見直しをかけることが義務付けられている（水田「前掲論文」12 頁。）。

²³ 「同上論文」15 頁。

²⁴ 2002 年地方自治法§104。

²⁵ 水田「前掲論文」15 頁。

²⁶ 「2012 年 6 月 30 日の時点で、当自治体には実質的に対外債務がない」としている（Kawerau District Council, *Long Term Plan 2012-2022*, 2012, p. 11.）。このため、財政指標を設定する必要がないと考えられる。

²⁷ 青田良紀「第 2 章 地方自治制度の変革」『地方自治体ファイナンス』関西学院大学出版会、2010 年、33 頁。

²⁸ 設立時の参加地方自治体は 7 自治体（他に検討中の自治体が 1 団体、参加延期の自治体が 1 団体）であったから、参加自治体は確実に増加している（水田「前掲論文」16 頁。）。

²⁹ New Zealand Local Government Funding Agency Ltd., *Annual Report 2011-2012*, 2012, p. 30.

³⁰ New Zealand Local Government Funding Agency Ltd., <http://www.lgfa.co.nz/>（2013 年 3 月 18 日アクセス）

³¹ 水田「前掲論文」16 頁。

³² 「同上論文」、16 頁。

³³

<http://www.lgfa.co.nz/Investors/Credit%20Worthiness.aspx>（2013 年 3 月 20 日アクセス）

³⁴ 青田良紀「第 3 章 地方自治体の資金調達」『地方自治体ファイナンス』関西学院大学出版会、2010 年、48 頁。

-
- ³⁵ 「同上論文」48頁。
- ³⁶ 地方公共団体金融機構、
<http://www.jfm.go.jp/financing/judge.html> (2013年3月23日アクセス)
- ³⁷ 石原「前掲書」148頁。
- ³⁸ 青田良紀「第2章 地方自治制度の変革」『地方自治体ファイナンス』関西学院大学出版会、2010年、34頁。
- ³⁹ 大森「前掲論文」23頁。
- ⁴⁰ 「同上論文」25頁。
- ⁴¹ G F Sは、1986年に策定された政府の財政についての統計であり、財政政策を分析するためのものである。IMFのホームページは、G F Sを解説したマニュアルを掲載しているが、G F Sのマニュアルは、G F Sの概念 (concepts)、定義 (definitions)、分類 (classifications)、会計ルール (accounting rules) をカバーしており、財政政策を分析し評価するための包括的な枠組みを提供することを目的としている。G F Sマニュアルは、2001年8月に改訂された。以前のG F Sは、現金主義の概念で作られていたが、改正版のG F S (revised) では、発生主義の概念を導入している。また、政府内における勘定科目の連結項目など若干の違いはあるが、改正版のG F Sの概念は、他の経済統計である国民経済計算 (SNA) と完全に整合的なものである (大塚洋「II. 予算・財政の透明性に関するIMFコード及びOECDガイドライン」『我が国の予算・財政システムの透明性—諸外国との比較の観点から—』財務省財務総合政策研究所、2002年、38頁)。
- ⁴² 大森「前掲論文」30頁。
- ⁴³ 「同上論文」30頁。
- ⁴⁴ 田中「前掲論文」22頁。